中間物等としての確認を受けたところに従ったその新規化学物質の製造又は輸入の

とりやめについて（報告）

年　月　日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室　御中

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室　御中

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室　御中

氏名又は名称及び法人にあつては、

その代表者の氏名

住所

　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項第４号の規定に基づき、同法施行令第３条第１項第　号に該当する旨の確認を受けた以下の新規化学物質について、中間物等としての確認を受けたところに従った｛製造／輸入｝をとりやめたため報告します。

なお、｛現時点で在庫はありません。／本日より前に中間物等として｛製造／輸入｝された当該化学物質の在庫については、当該化学物質に適用される法の規程を遵守の上、適切に取り扱います。｝

１．化学物質の名称

　＊＊＊

２．中間物等としての確認を受けた年月日及び文書番号

　平成（令和）　年　月　日付け厚生労働省発＊＊第××号、○○○○製第○○号、環保企発第△△号、整理番号（または受付番号）

３．とりやめの理由

□ 当該新規化学物質の｛製造／輸入｝を行わなくなったため

□ 法第４条第５項の規定に基づき当該新規化学物質の名称が公示されたため

　（公示日：令和(平成)　年　月　日、官報公示整理番号：□－□□□□）

□ 法第４条第１項の規定に基づく通常新規化学物質としての判定（又は法第５条第２項の規定に基づく低生産量新規化学物質としての判定）を受けたため

（判定通知日及び文書番号：令和　年　月　日付け○○○○○、処理番号：○○○○○）

□ 上記以外（理由を記載）

４．連絡先

担当部署：

担当者氏名：

電話、FAX、E-mail

本件とりやめ報告書について、誤字脱字等の形式的な不備がある場合、当局担当者による修正を認めます。

※形式的な不備について当局担当者の修正を認める場合は、四角内にチェック(レ)を入れてください。

備考

・２行目に記載する「同法施行令第　号」については確認通知書に記載されている同

法施行令第３条第１項第１～３号のなかで該当する番号を記載してください。

　　　第１号：中間物

　　　第２号：閉鎖系等用途

　　　第３号：輸出専用品

・２．の整理番号は通常中間物等の場合は○○中（出、閉）△△△△、少量中間物の場合は６桁の受付番号となります。

・ここでいう「在庫」とは、当該整理番号（または受付番号）に係る新規化学物質に関する日本国内の製造者・輸入者・使用者の全ての者が有する在庫となります。３．でとりやめの理由として「当該新規化学物質の製造（または輸入）を行わなくなったため」又は「低生産量新規化学物質としての判定を受けたため」とする場合は、当該中間物等の在庫が無くなったことを確認した後に提出してください。

・ここでいう「本日」とは、本報告書に記載の提出日を指します。

・３．は、該当する理由の四角内にチェック(レ)を入れて、必要事項を記載してください。

・吸収合併、または化審法以外の法制度への移行の場合はご相談ください。

【提出先】

　提出先（宛名）

 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室　用途確認班

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(中間物等とりやめ報告在中)

　　　送付先住所　〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１

【提出資料】

○正式文書（日付を記入、代表者印の押印は不要）　１部

○中間物等の確認書（コピー）　１部

○（該当する場合のみ）通常新規化学物質（又は低生産量新規化学物質）の判定通知書（コピー）　１部